

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月15日
【報告者の氏名又は名称】 / 1	株式会社G I T
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区北青山二丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山二丁目5番1号
【電話番号】	(03) 3497 - 8130
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 中野 和浩
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
[報告者の氏名又は名称] / 2	株式会社ビーエスエス
[報告者の住所又は所在地]	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
[最寄りの連絡場所]	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
[電話番号]	(03) 3989 - 7649
[事務連絡者氏名]	代表取締役社長 玉巻 裕章
[代理人の氏名又は名称]	該当事項はありません
[代理人の住所又は所在地]	該当事項はありません
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません
[電話番号]	該当事項はありません
[事務連絡者氏名]	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社G I T (東京都港区北青山二丁目5番1号) 株式会社ビーエスエス (東京都豊島区東池袋三丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社G I T(以下「G I T」といいます。)及び株式会社ビーエスエス(以下「B S S」といいます。)を総称して又は個別にいいます。また、G I T及びB S Sを総称して「公開買付者ら」ということがあります。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ポケットカード株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

ポケットカード株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

平成29年10月2日（月曜日）から平成29年11月14日（火曜日）まで（30営業日）

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに応募された対象者の普通株式（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成29年11月15日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	14,158,721（株）	14,158,721（株）
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券（ ）		
株券等預託証券（ ）		
合計	14,158,721	14,158,721
（潜在株券等の数の合計）		（ ）

（注） 公開買付届出書に記載のとおり、公開買付者らは、最終的に、対象者に対するG I T及びG I Tの完全親会社である伊藤忠商事株式会社の議決権保有割合を46%、B S S及びB S Sの完全親会社である株式会社ファミリーマートの議決権保有割合を34%とすることを想定していることから、応募株券等の総数が15,771,806株以下の場合には、G I TとB S Sがそれぞれ応募株券等の総数の2分の1ずつ（但し、端数が生じた場合には、G I Tの買付予定数についてはこれを切り上げるものとし、B S Sの買付予定数についてはこれを切り捨てるものとし）の買付け等を行い、応募株券等の総数が15,771,806株を超えた場合には、応募株券等のうち15,771,806株まではG I TとB S Sがそれぞれ2分の1ずつを取得し、応募株券等のうち15,771,806株を超えた株式数についてはB S Sがその全ての買付け等を行うこととしておりましたが、G I T及びB S Sが買付け等を行った「株式に換算した買付数」の内訳は以下のとおりです。

公開買付者名	株式に換算した買付数
G I T	7,079,361株
B S S	7,079,360株

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	141,586
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	606,570
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成29年8月31日現在)(個)(g)	781,943
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d) / (g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	95.61

(注1) 「報告書提出日現在における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、G I T及びB S Sがそれぞれ所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者及び公開買付者らを除きます。)が所有する株券等(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成29年8月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成29年10月13日に提出した第36期第2四半期報告書に記載された平成29年8月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成29年10月12日に公表した「平成30年2月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。)に記載された平成29年8月31日現在の発行済株式総数(79,323,844株)から対象者第2四半期決算短信に記載された対象者が所有する自己株式数(1,073,921株)を控除した株式数(78,249,923株)に係る議決権の数(782,499個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。